

高原町移住定住支援金交付事業の御案内

この事業は、移住定住促進による人口の増加及び地域活性化を図ることを目的として、他市区町村から転入してきた場合あるいは住宅を新築又は購入した場合に、移住定住者に対し、支援金の交付を行っています。申請には期限がありますので申請し忘れないよう御注意ください。

なお、本事業は、令和3年3月31日をもって事業終了となり、**移住支援金**においては、令和3年3月31日までに転入し、「3 交付対象者」の要件を満たす方、**住宅等取得支援金**においては、令和3年3月31日までに住宅を登記し、「3 交付対象者」の要件を満たす方が対象となります。

そのため、令和3年3月31日以降に転入もしくは住宅を登記された方は対象外となりますので、御注意ください。御不明な点は、下記連絡先までお問合せ下さい。

1 支援金の額

支援金の種類	支援金額	支援金額限度額	交付要件
移住支援金	定額 (1世帯)	30万円	公務員及び転勤による転入は除く
住宅等取得支援金(移住者※1)	取得費の 10%	100万円	町内業者を利用し住宅を新築又は購入
		50万円	町外業者を利用し住宅を新築又は購入
住宅等取得支援金(定住者※2)	取得費の 10%	30万円	町内業者を利用し住宅を新築又は購入
		20万円	町外業者を利用し住宅を新築又は購入

※1 本町以外の市区町村から定住の意思をもって、基準日(平成25年4月1日)以降に本町に転入し、本町の町民として住民基本台帳又は外国人登録原票に記録若しくは登録された者であって、本町に生活の本拠がある者をいう。ただし、かつて本町に住民基本台帳等への記録等があり、町外に5年以上居住していた者を含む。

※2 基準日より前に本町の住民基本台帳等に記録若しくは登録された者であって、基準日以降も本町に生活の本拠がある者をいう。

注意1 同一の住宅において、他の町補助金(浄化槽設置整備事業補助金)等の交付を受ける場合は、支援金額(取得費)からその交付額を減ずることとする。

注意2 火災、道路拡張、事故に係る保険金・補償金等による建築若しくは建物購入は、支援金の交付を受けることができない。

注意3 支援金は、同一世帯に対して1回限りの交付とし、交付を受けようとする住宅以外の住宅を有していないものとする。

2 支援金の交付方法

支援金の種類	交付方法	備考
移住支援金	転入後3年経過後に10万円を交付 〃 4年経過後に10万円を交付 〃 5年経過後に10万円を交付	【支援金の内訳】 ○現金 2分の1 ○高原町商工会発行の商品券 2分の1
住宅等取得支援金	当初申請年度に全体額の2分の1を交付 5年経過後の最終申請年度に2分の1を交付	

3 交付対象者

支援金の種類	交付対象者(すべてを満たす方が対象です。)
移住支援金	① 転入した日から引き続き5年以上本町に居住する意思がある者 ② 2人以上の家族で世帯を構成する者 ③ 世帯主である者 ④ 居住地の区班に加入した者 ⑤ 市町村税等の滞納がない者 ⑥ 宮崎ひなた暮らしUIJターン支援事業の交付を受けていない者
住宅等取得支援金	① 基準日以降に住宅を新築又は購入し、引き続き5年以上本町に居住する意思がある者 ② 2人以上の家族で世帯を構成する者 ③ 世帯主である者 ④ 居住地の区班に加入した者 ⑤ 市町村税等の滞納がない者

4 交付申請の時期

支援金の種類	申請	時期
移住支援金	初回申請	転入日から3年を経過した日から1年以内
	第2回申請	転入日から4年を経過した日から1年以内
	最終申請	転入日から5年を経過した日から1年以内
住宅等取得支援金	当初申請	住宅を取得した日から起算して1年以内
	最終申請	住宅を取得した日から起算して5年を経過した日から起算して1年以内

5 申請書類

支援金の種類	申請に必要となる書類
移住支援金	○高原町移住定住支援金交付申請書 ○誓約書 ○住民票(世帯全員)及び戸籍附票の写し ○納税等が確認できる書類 ○班加入連絡表の写し
住宅等取得支援金	○高原町移住定住支援金交付申請書 ○誓約書 ○住民票(世帯全員)及び戸籍附票の写し ○建物売買契約書又は工事請負契約書の写し ○建物の登記事項証明書の写し ○土地の購入契約書の写し(土地を購入した場合) ○納税等が確認できる書類 ○班加入連絡表の写し

※戸籍附票の写しは、申請者の本籍が高原の場合に必要となります。